

# 令和3年度第2回古賀市文化財保護審議会

## 会議次第

日時：令和4年2月14日(月)14:00～

場所：リーパスプラザこが歴史資料館  
中会議室

1. 開会の言葉
2. 教育長あいさつ
3. 委嘱書交付
4. 会長、副会長選出
5. 会長あいさつ
6. 報告事項  
令和3年度船原古墳調査・活用事業
7. 議事  
古賀市指定文化財に関する調査審議  
案件：旦ノ原の井戸
8. その他  
次回開催日程について
9. 閉会の言葉



## 6. 報告事項 令和3年度船原古墳調査・活用事業

### (1) 調査

#### ア. 出土品クリーニング

1号土坑出土の小札甲39ブロックのクリーニングを実施。3月末迄に完了予定。

#### イ. 出土品実測

1号土坑出土の小札甲と馬具等を実施。

#### ウ. 3Dデジタルデータ詳細解析

遺物の出土状況の検討及びその図化のために、遺物のCTデータから作成したSTLデータを遺物出土状況の三次元計測データと統合し、三次元図面（アプリ）を製作している。今年度は、鉄鏃が多量に集積している箇所の一部を実施。

#### エ. 出土遺物実測図製図業務委託

遺物実測図のデジタルトレースを委託。3月中旬完了予定。

#### オ. 遺物付着有機質の検討

皮革や木など付着有機質の種類等について調査を実施。

#### カ. 『船原古墳Ⅲ』作成

船原古墳2号土坑、3号土坑、史跡内にある古墳時代以外の遺構についての報告。  
3月末に刊行予定。

### (2) 活用

#### ア. 船原古墳パネル展「古賀の宝 船原古墳の世界」

歴史資料館ギャラリー 期間：令和3年6月22日（火）～7月11日（日）

市役所2階市民ホール 期間：令和3年10月8日（金）～22日（金）

アクロス福岡 期間：令和4年2月7日（月）～13日（日）

#### イ. 第1回・第2回自然史・歴史講座 船原古墳講座【初級編】

日時：【第1回】7月3日（土） 【第2回】7月31日（土）

会場：リーパスプラザこが 歴史資料館 中会議室

参加者：【第1回】11人 【第2回】13人（内3人はインターンシップ生）

#### ウ. 令和3年度国史跡船原古墳展「歴史解明！船原古墳」

期間：一般向け展示（前期） 6月22日（火）～7月18日（日）

子ども向け展示（後期） 7月20日（火）～8月6日（金）

会場：リーパスプラザこが歴史資料館

来館者：1,303名（前期：769名 後期：534名、一日平均：32～33人）

エ. 令和3年度国史跡船原古墳講演会

日 時：令和3年10月23日（土）14:00～16:00

会 場：リーパスプラザこが交流館多目的ホール

報 告：甲斐孝司（古賀市教育委員会文化課）

「船原古墳1号土坑出土竪矧板革綴冑について」

講 演：鈴木一有（浜松市市民部文化財課長）

「船原古墳1号土坑出土遺物からみる東国社会」

参加者：会場65人、サテライト会場19人、配信の瞬間最大視聴者数は17人

オ. 小札甲復元製作ワークショップ

日 時：11月27日（土）中会議室

参加者：8組（計16名）

内 容：ホログラム（3D立体画像を映し出す装置）を作成して船原古墳から出てきた冑の復元画像を観察し、船原古墳や冑について学習。

カ. 出土品製作体験キット作製

二連三葉文心葉形杏葉の体験キット作製。成果物は、参加者が体験を通じて遺物の構造や価値等について学ぶことができるものとし、市内学校授業にて3月に活用予定。

キ. 船原古墳解説映像制作

歴史資料館入館者のみでなく、小中学校の学習教材及び生涯学習の講座の資料として使用でき、船原古墳の概要をわかり易く伝えることのできる下記①～③の映像を作成。映像は、市ホームページやYouTube等で公開。3月中旬完了予定。

- ① 史跡船原古墳の価値や魅力を的確に伝えることができる映像コンテンツ（20分程度）…3本（日本語・英語・韓国語）
- ② ①のダイジェスト映像（5分程度）…3本（日本語・英語・韓国語）
- ③ 史跡船原古墳に親しみを持てる映像コンテンツ（10分以内）…1本

(3) その他

ア. 報道発表

日 時：令和3年9月17日（金）

会 場：リーパスプラザこが交流館多目的ホール

参加者：新聞4社（西日本新聞、朝日新聞、読売新聞、毎日新聞）

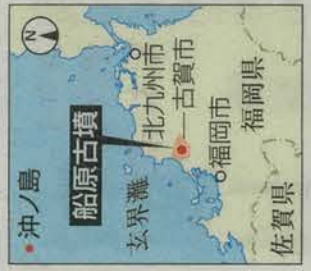
昨年度の調査でその形態が明らかになってきた1号土坑出土冑について、事実関係と歴史的な位置付けについて報道発表を実施。新聞各紙では発表翌日の朝刊に掲載。

# 朝鮮系かぶと九州初出土

古賀市の船原古墳

## 被葬者特定の手掛かりに

福岡県古賀市は17日、同市の国史跡「船原古墳」で出土した遺物から、朝鮮半島系の特徴を持つ「堅矧板革綴」の「冠」が新たに見つかった



①縦長の鉄板を並べて革ひもでとした「堅矧板」  
②縦型の鉄板を並べて頭面を覆う構造の「堅矧板革綴」の復元図



と発表した。同様の冠は国内で6例見つかっているが、九州では初めて。同古墳からはこれまで豪華な装飾の馬具が多数見つかったが、人物の装身具の発見は初めてで、古墳の被葬者を特定する手掛かりになりそうだ。

見つかった冠は高さ約19センチ、縦内径約25センチで鉄製。日本の冠が横長の鉄板を積み重ねて形成するのに対し、鉄板を縦に並べて頭を囲み（堅矧板）、革ひもでつなぐ朝鮮系の特徴がある。堅矧板を使った冠は国内では群馬、静岡、滋賀県など6例があるが、今回の冠は頬当てや鋸（首筋を覆う部分）も残り、全体像

が分かる良好な状態という。出っ張った頭頂部は輪状に開いているのが特徴。この部分に位階を表す鳥帽子のような装飾があったとみられるが、布など有機質だったため現在は失われているという。

冠が見つかった同古墳1号土坑は2013年の発掘時、革や漆などの有機質と

### 最上位武人の装いか

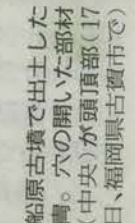
桃崎祐輔福岡大教授（考古学）の話、堅矧板がまるでおおつかばのようにつなぐ構造。朝鮮半島南部の伽耶（かや）地域からの発見例に構造が似ており、時代的には伽耶の

金属類が混じり合っていたことから、周辺の土ごと遺物を取り出し、コンピュータ断層撮影装置（CT）撮影などで形状を確認しながら土を取り除く作業が現在も続いている。

（今井知可子）

流れをくんだ新羅（しらぎ）製ではないかと考えられる。頭頂部の突起状の装飾は中国北朝でも見られる。朝鮮半島だけでなく中国からの使節が見ても、一目で最上位の武人だと分かる装

# 朝鮮製か 古墳に鉄製かぶと



船原古墳で出土した鉄製かぶと（中央）の頭頂部（17日、福岡県古賀市で）

例が見られるタイプ。国内では7例目だが、首や頬を守る部品の形が取り付いたという。福岡大の桃崎祐輔教授（考古学）は、「頭頂部の突起状の装飾が、朝鮮半島南部の伽耶（かや）地域からの使節が見ても、一目で最上位の武人だと分かる装

### 古賀 高位の被葬者か

福岡県古賀市教育委員会は17日、同市の国史跡「船原古墳」で、朝鮮半島製とみられる鉄製の冠（頭）が出土したと発表した。同古墳では朝鮮半島とのつながりや半島とのつながりが多いと見られる。市教委は「被葬者の高位と推定されている。2013年の発掘時にはつづられた状態で、幅25センチの鉄板を縦に並べて、

# 朝鮮半島と類似の冠

福岡県古賀市教育委員会は17日、同市の国史跡「船原古墳」（6世紀末〜7世紀初頭）付近から出土した遺物から、堅矧板革綴冠を確認したと発表した。縦長の鉄の板（幅約4.5〜5.5センチ、長さ約14センチ）2枚を革ひもでつなぐ形で、同形状の冠の出土は国内で7例目、九州・山口では初。5世紀後半〜6世紀前半の朝鮮半島で出土する冠の構造に近い。半島からの舶載品の可能性が高く、半島との交流を研究する上で貴重な資料といえる。

市教委によると、冠は古墳の石室入り口の1号土坑で出土した。頭頂部に

## 福岡・古賀 船原古墳で確認

天井部分に穴が開いた輪状の「伏板」が付いており、冠帽と呼ばれる飾りが付いていた可能性があるという。冠帽は、朝鮮半島南部では身分の高い人間が身につける飾りで、同古墳の被葬者も社会的地位の高い有力者だったことが考えられる。昨年、今回と同じ1号土坑から国内初となる玉虫装飾の馬具も確認された。同古墳から人が身につけていた遺物が確認されたのは初めてで、被葬者の人物像を探る重要な手がかりの一つといえる。福岡大の桃崎祐輔教授（考古学）は朝鮮半島の新羅や百濟、中国・隋の使者を迎えるような地位にある外交的な武人だった可能性がある」と話している。【上村里花】

9/18 朝日 21面 (社会)

# 船原古墳出土の冠

## 朝鮮半島製か

### 古賀市教委発表 来月報告会

船原古墳は全長約37メートル、前方後円墳。そのそばには大量の副葬品を収めた埋納坑（穴）があり、冠はその中央部分で、甲や馬具などとともに、ほぼ全部品が残った状態で2013年に出土していた。

頭頂部にはソケット状の部品があり、朝鮮半島の事例などから、そこに革か布で作られた鳥帽子のような形の「冠帽」をかぶせていたと見られる。素材となる鉄板の形などが日本の同時代の冠とは異なり、朝鮮半

島製の可能性が高いという。同じタイプの冠は東北から四国にかけての地域で7点見つかっており、群馬県・綿貫銀山古墳では冠帽部分も鉄で作られたものが出ている。しかし、頭を覆う本体部分しか残っていないものが多く、顔の左右につき「冠」や後頭部を守る「綴」までそろって出土したのは初めてという。

船原古墳の副葬品からは朝鮮半島東部・新羅製の玉虫の羽を組み込んだ馬具や、やはり半島製とみられる馬用の冠も見つかっている。調査を指導している桃崎祐輔・福岡大教授は「被葬者は大和の王権と朝鮮半島の外交を仲介した人物だろう。輸入品を直接入手できる立場にあつたか、王権から功績を認められ、権威を示す武具を手えられたのでは」と推定している。

市教委は10月23日午後2時から、リーパスプラザこがで講演会（定員80人、要申し込み）を開き、成果を報告する。申し込み、問い合わせは文化財係（092・940・26883）へ。

（今井邦彦）



船原古墳で出土した冠（写真手前）と、その復元模型（左奥）＝古賀市

## 7. 議事

古賀市指定文化財に関する調査審議  
案件：旦ノ原の井戸

# 旦ノ原の井戸について

## 1. 概要

旦ノ原井戸は古賀市筵内 2600-5 にある（※1）。古賀市を縦貫する唐津街道沿いの北西端、旧裏糟屋郡筵内村、薦野村、旧宗像郡内殿村、上西郷村の境界付近にあり、「二郡四か村井戸一つ」と呼ばれた江戸末期竣工の公衆井戸である。青柳宿から約 5 km、畦町宿まで約 3 km の位置にあり、丘陵地帯であるため井戸がなく住民、旅客が困っていたことから、江戸末期に付近に住む伊東忠平が自宅内に井戸を掘削し公共の用に開放したといわれる。

上記は、この伊東忠平の遺功をたたえ、明治 34 年に建立された顕彰碑「伊東忠平祐義碑」に刻され、今に伝えられている。

昭和 61 年、県道 503 号町川原赤間線改築工事に伴い移転保存されたが、その後平成 21 年にも同線の改築工事に伴って再度移転保存された。

現在見られる井戸は、地上部は加工した石材を井桁に組み、深さ 2 m ほどの石積であるが、この石積は復元移築したものではなく、石材の再利用に留まる（※2）。

※1. 後述の通り、かつては現在地より更に北側の古賀市筵内字田倉 2600-2 内にあった。

また、井戸の北側に十字路があり、この辻によって二郡四村の境界を成す。

※2. かつては井水まで 80 尺（約 24m）、水溜 11 尺（約 3.3m）の深さと伝わる。

## 2. 沿革

文久 2 (1862) 年 秋 起工

文久 3 (1863) 年 秋 (9 月) 竣工

明治 34 (1901) 年 10 月 「鑿井紀功碑」 建立

昭和 61 (1986) 年 9 月 30 日 県道町川原赤間線改築工事に伴い移転保存

平成 21 (2009) 年 3 月 19 日 同線の改築工事に伴い再移転保存

## 3. 移転工事

### (1) 第 1 回移転前の現況

昭和 61 年の第 1 回目の移転工事前の正確な位置は測量図等が残されておらず不明であるが、工事関係文書に綴じられる字図等から古賀市筵内字田倉 2600-2 内にあり、また同文書見取図から古賀市筵内側から福津市上西郷に向かって井戸、顕彰碑、樹木（梅）の順で配置していたことがわかる。昭和 51 年撮影の航空写真を拡大すると、井戸の覆屋と思われるものが見られ、現在の位置より福津市側にあったことがわかる。また昭和 55 年 4 月発行の広報こがでは、「井戸の横に石碑とともに残る“忠平屋敷”」のキャプションで写真が掲載されており、写真手前に石碑そして樹木があり、奥に屋敷が見える。したがって、村塚

の近くまで伊東忠平の屋敷地が占めたものと思われる。なお、同広報こがには「粕屋郡と宗像郡の五世帯にそれぞれポンプで水を供給しています」と記されるが、移転時を知る職員からの聞き取りでは湧水は見られなかったとのことである。

## (2) 移転工事の概要

### ア. 昭和 61 年移転工事

県道 503 号町川原赤間線（旧唐津街道）の改築工事が行われることとなり、法線内にあった「旦ノ原井戸」及び「伊東忠平祐義碑」の保存について、福岡県、古賀町（当時）教育委員会及び土地所有者で協議が行われ、井戸及び碑は近隣の土地に移転保存することとなった。移転保存事業は費用負担を福岡県が行い、移転地所有者から古賀市（当時は古賀町）が土地の寄附を受け、古賀市が移転工事を実施している。

工事内容は、井戸上屋の解体および移転先として確保された 19.8 m<sup>2</sup>の土地内への井戸と碑の移設、井戸上屋の新設、説明板設置、樹木の移植である。井戸は湧水機能を考慮せず、地上部の井桁は本来の造形としたが、石積は完全な復元は困難なため深さ 3 m ほどを復元することとしたようである。工事は昭和 61 年 8 月 2 日着手、同年 9 月 30 日竣工。

### イ. 平成 21 年移転工事

県道 503 号町川原赤間線の改築工事が計画され、昭和 61 年の移転地の大半が法線にかかることとなった。福岡県と古賀市教育委員会の協議の結果、再度の移転工事を行うこととしたが、隣接地の地権者のご好意により現用地の西側隣地を確保し移転工事を進めることができた。地権者は伊東忠平の玄孫に当たることと、快く御協力を頂いた。

工事内容は、移転先として確保した 18.61 m<sup>2</sup>の土地内へすべての構造物を移転するものである。井戸移設工事の内容は旧復元井戸と同じであるが、深さは 2 m 程度とした。また、構造物の配置は見学者の利便等を考え、碑と樹木の位置を入れ替えて碑を前面に移設し、説明板は井戸上屋の内部に設置した。工事は平成 21 年 1 月 20 日着手、同年 3 月 19 日竣工。

## 4. 顕彰碑

碑部の高さ 154 cm、幅 45 cm 前後、厚み 34 cm 前後で、方形 3 段の基壇上に建てられている。基壇は 1 段目 1 辺 1.13 m、高さ 15 cm 前後、2 段目は 1 辺 84.5 cm、高さ 34.5 cm、3 段目は 1 辺 60~67 cm、高さ 34.5 cm で、総高は 2.38 m である。

基壇は板石を組合せて構築しているが三段目は一石である。

碑の表面に「伊東忠平祐義碑」、裏面に「鑿井紀功碑」の銘、裏面に沿革等を刻する。石材は不明だがやや緑色がかかった色調で凝灰岩と思われる。かなり風化が進み一部判読が困難な文字がある。

基壇の 2 段目には裏面を除く三面にわたって実子、発起者、有志者、親族の名が刻まれ

る。石材は灰白色の色調で凝灰岩と思われる。

## 5. 碑文及び関係文書

顕彰碑裏面の碑文に関係する文書が、旧上西郷村、内殿地区の織田家文書中にある。関連文書を次に挙げる（内容については別添資料参照。また、カッコ内は福間町史資料目録の資料番号及びマイクロフィルム番号・コマ数である）。

① 「井土開鑿記念碑建設主意書」（文書番号 93、リール 43、コマ 274）

漢字カナ混じり文。内容は井戸掘削の経緯を記す。著者は且ノ原有志者一同。

日付は明治 34 年 3 月。

② 「鑿井紀功碑」（文書番号 92、リール 43、コマ 273）

漢文。内容は井戸掘削の経緯と漢詩。著者は大森達。

日付は明治 34 年 6 月。

③ 「鑿井紀功碑(乙)」（文書番号 95、リール 43、コマ 279）

漢字かな混じり文。著者はわからないが且ノ原有志中とする。

日付は明治 34 年。

④ 「鑿井紀功碑(甲)」（文書番号 94、リール 43、コマ 277）

漢字かな混じり文。文章が途切れる 1 紙を含む。著者は大森達。

日付は明治 34 年 10 月。

文意は全て共通し、且ノ原は丘陵地帯で井戸が無く、居住者や街道の通行者が困っていたところ、伊東忠平氏の努力により井戸掘削が実現したことと、これを顕彰するためにこの碑が建立されたことが記されている。

主意書①は井戸建設の仔細を記し、碑を建てる趣意を説く。②～④は碑文の草稿である。

碑文と比較すると、②は内容、表現等は似ているが漢文であり、漢詩も付されていて大きく異なる。③は文頭及び文末の表現がやや異なる。④は碑と同年同月で、かつ使用字体が若干異なるのみの同文と言ってよく、碑文の決定稿であろう。

日付、内容からみて、まず大森氏へ原稿依頼がなされ、大森氏は①の主意書を基に②を作成。しかしながら、漢文そして漢詩で記されることに異論があったのであろう。有志者の内、教養ある者によって漢詩を省略し、漢文読み下しを主体として③が作成されて大森氏へ改めて修正依頼がなされ、④の決定稿に至ったと考える。

なお、主意書①は「文久二年の秋起工」「翌三年の秋竣工」、②は「時文久三年九月」そして「日閲一歳」と記すのに対し、碑文そして決定稿の④は竣工を「文久三年六月」とする。②と④の間、③の文書を見ると「半歳」と記し、そして「時文久三年〇月」は「六」「九」いずれか判じ難いが「六」と読めるように思われる。事実、大森氏の原稿は②では「一歳」と記していたが、③の校閲を受けて「半歳」そして「時文久三年六月」と修正している。



よって、碑文は「文久三年六月」と刻するが、井戸の竣工は「文久三年九月竣工」であったと考える。

## 6. 織田家文書について

織田家文書は、旧福間町（現福津市）により「福間町史」編さん時に収集されたもので、旧内殿村の織田家に蔵されていたものである。所有者織田成徳氏は且ノ原井戸から 100mほど北側の福津市在住で、隣接して愛宕神社がある。位置的には、旧上西郷村に当る。

138 点の文書があり、年代がわかるものでは天正 14 年から明治 35 年、内容は僧職の補任文書（修験関係の補任と思われる）、神道書、易学書、証書類など多岐にわたる。且ノ原井戸の関連文書は 4 点で、「鑿井紀功碑」碑文（銘文）の草稿 3 点、建設に当っての主意書 1 点である。世話人「織田政雄」のもとに残されたものが織田家に伝わったものと思われるが確証はない。

文書中に、伊東忠平の実子「伊東作衛門」が請人となった証書や宛名が「席内村大字庭内、伊東作右衛門」となった明治 29 年の借用書が含まれており、織田家と伊東家に密接した関係があったことを示唆している。また、「壇ノ原神職織田政雄」名の書冊があり、世話人の織田政雄は神職であったことがわかる。「且ノ原愛宕神社略縁起（巻末後記）」には『元禄十五年小田久兵衛愛宕社再建シ、一子を修験トナシ、明治四十一年織田政雄代迄式百〇七年トナル、祖小田善右衛門天文廿年ニ愛宕社ヲ建立シテ大正十二年迄三百七十四年也』とあり、愛宕神社の神職である。

## 7. 関係者について

### （1）伊東忠平について

且ノ原井戸を掘削した伊東忠平については、現在のところどのような人物であったのか不明である。

実在の人物であるかという点については、顕彰碑に掘り込まれた実子「伊東作衛門」、「全新兵衛」は、いずれも愛宕神社に残る「愛宕神社御宮座帳」（明治 33 年～昭和 15 年分）に認められ、また、「伊東新兵衛」は「征露路祈念碑（明治 39 年建立）」や「本社修繕碑（明治 42 年建立）」に見え、その傍証となる。

更に資料調査を実施したい。

### （2）石松林平について

顕彰碑碑文に登場する「大庄屋石松林平」は久未触の大庄屋である。経歴等は「宗像郡誌」に詳しい。以下主要部を引用する。

『（石松林平）氏は宗像郡赤間町徳重の人、年十八にして徳重村の里正となり、嘉永五年

同郡久末触に大里正となる。在職三十余年にして辞職す。明治三年特に選はれて、表粕屋郡酒殿触口大里正となり、同四年廃藩置県の際に至る。明治五年又選はれて地券掛となり、翌年職を辞す。在職総て四十八年(略)。』『明治十二年八月八日没、年六十九』

極めて優秀な人物であったことがわかる。

### (3) 大森達について

顕彰碑文作者の「大森達」についても経歴等は「宗像郡誌」に詳しい。以下主要部を引用する。

『文久三年九月六日父太七ノ長男トシテ牟田尻に出生、幼名竹蔵（十六才ニシテ喪父）昭和六年二月五日死亡（二月十二日村葬於学校）』

教育方面そして農産業そして自治等に非常に功績多いことがわかる。碑文の原稿執筆に携わった時は福岡県宗像郡の視学（明治31年5月28日）で、決定稿作成頃（明治34年9月30日）は宗像郡役所第三課長であった。

### (4) 石工 花田藤右衛門について

花田藤右衛門は旧津屋崎町渡の石工であろう。しかしながら、「花」ではなく「蒼」字を用いる「蒼田藤右衛門」は見出すが、「花田藤右衛門」銘は、現在のところ顕彰碑以外に見られない。

「蒼田藤右衛門」銘の制作物として、楯崎神社一の鳥居（明治36年3月建立）、金刀比羅神社第二・第三鳥居（大正7年9月）、縫殿神社鳥居（大正7年）が現存する。最も古いのは明治36年で、顕彰碑建立の2年後であり、したがって、この間「花田」から「蒼田」へ変更した可能性も考えられてよいように思うが確証はない。

### (5) その他関係者について

顕彰碑台座に記される有志者等について、愛宕神社に現存する石造物〔征露記念碑（明治39年2月）、本社修繕寄付者（明治42年3月）、御大典記念鳥居（昭和3年11月）〕、そして「愛宕神社御宮座帳」（明治33年～昭和15年分）から同名を抽出し表にまとめた。

これを見ると、有志者の中で顕彰碑にのみ名が見られるのは、発起者の「織田庄兵衛」そして有志者では「城戸光太郎（「坂丸友太郎」も同名は昭和3年建立の鳥居であり、別人の可能性もある）」のみで、そのほとんどは愛宕神社の氏子であることがわかる。また、「明治42年建立本社修繕」を見ると、これは「当町」と「上西郷部落／薦野下村・中・石原／畦町部落」とに画されており、有志者すべてが「当町」に属することがわかる（「その他」としたものには「横大路久七（親族）」がいるのみ）。愛宕神社の祭礼は現在も旧郡・村を越えて続けられており、氏子は内殿村・上西郷村・筵内村・薦野村の各旦ノ原の居住者か

らなると考えられる。このような単位を称して「当町」としたのであろうか。なお、愛宕神社の宮座構成員は明治期に 22・3 人程であったとされる。

参考までに、「福岡県地理全誌」に記される各村の「團ノ原」の戸数を見ると、『内殿村 此所。内殿。上西郷。糟屋郡薦野。筵内。四村密接ノ地ニシテ。此村ニ属セルハ。六戸アリ』『上西郷村 十一戸』『筵内村 一戸。官道ニアリ』『薦野村 三戸』とあって、團ノ原の戸数合計は 21 戸。宮座構成員にほぼ近い数を得る。また、『筵内村』は一戸とされている。井戸を設置した伊東氏宅は筵内村内に属しており、この一戸は伊東氏を指すと捉えておきたい。そして伊東忠平の実子「伊東新兵衛」のみが、筵内村熊野神社の神殿改築碑（明治 25 年）に認められることもこの想定を指示するものと考えられる。

#### 参考文献リスト

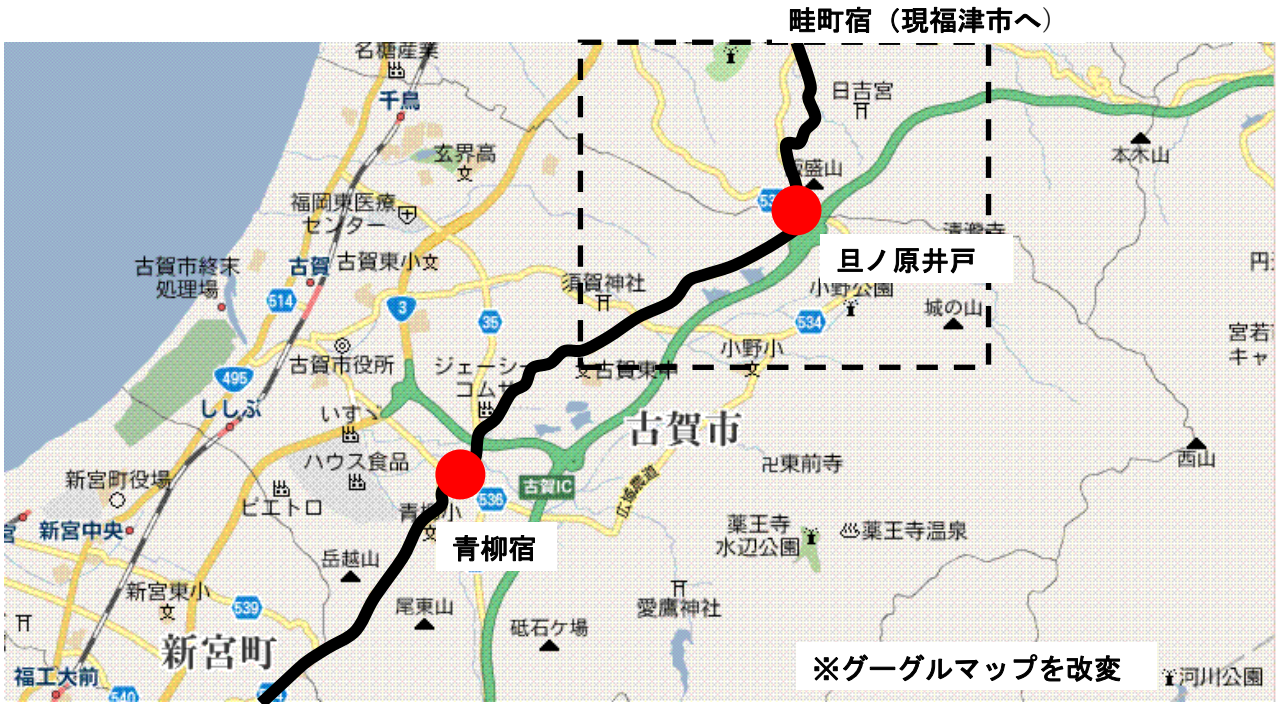
「福岡町史 資料編 2」 2000 年 福岡町史編集委員会

「福岡町史 資料編 4」 2000 年 福岡町史編集委員会

「福岡町史 収集資料目録 3 諸家文書」福岡町史編纂室 2000 年

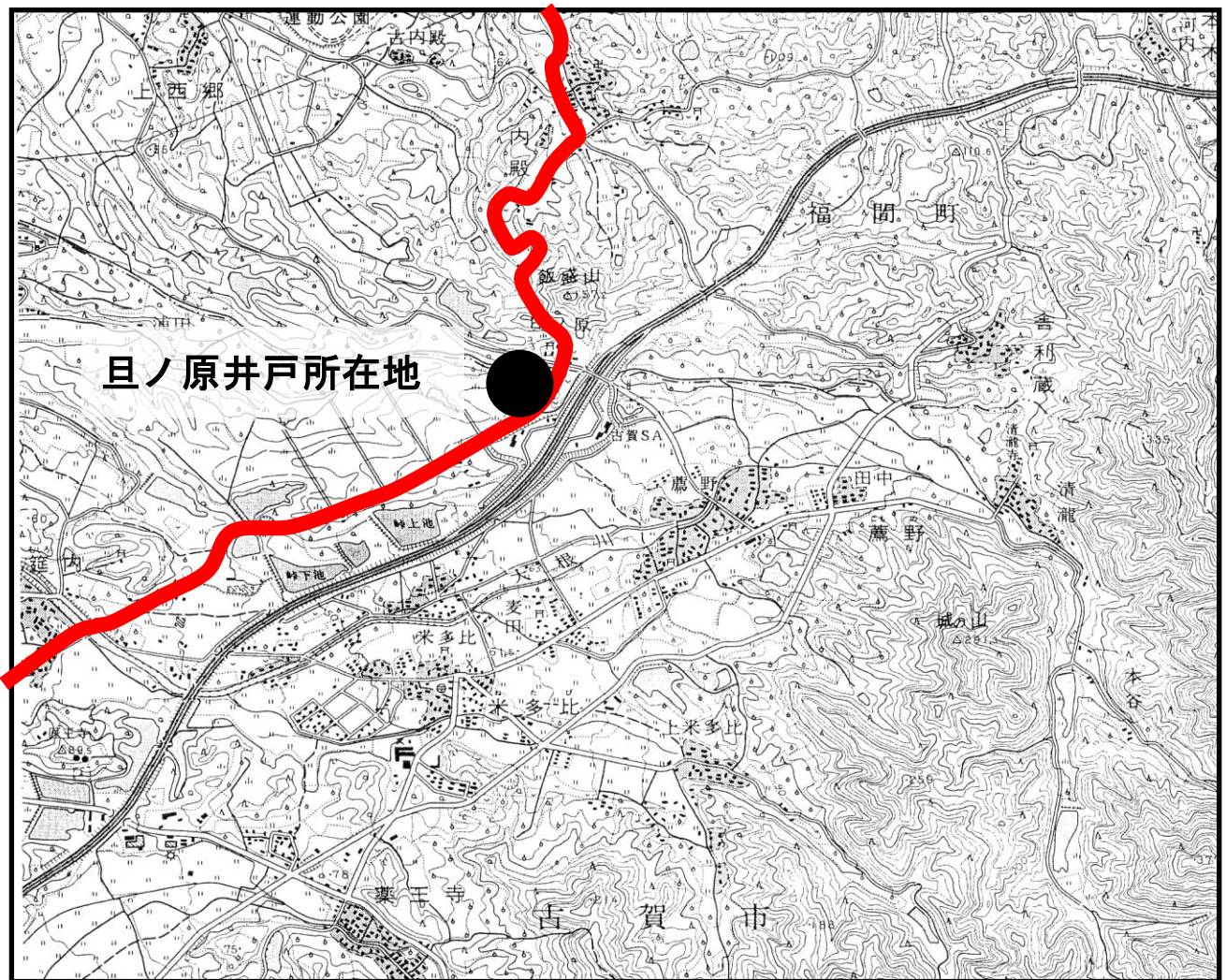
「津屋崎町民俗調査報告書 津屋崎の民俗（第 3 集）」津屋崎町誌編集委員会 1998 年

「宗像郡誌 上巻」 伊東尾四郎 1972 年

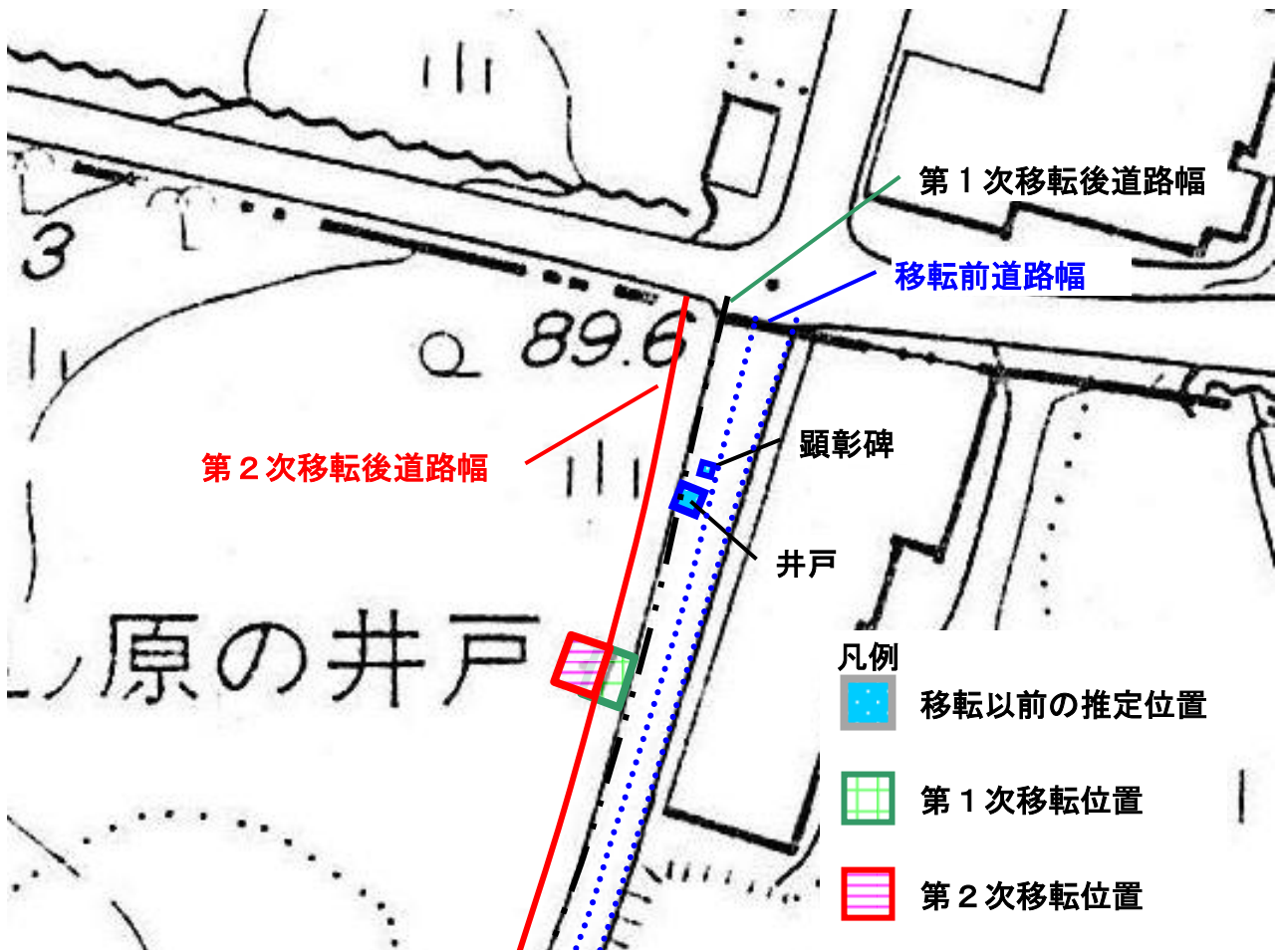


箱崎宿 (現福岡市へ)

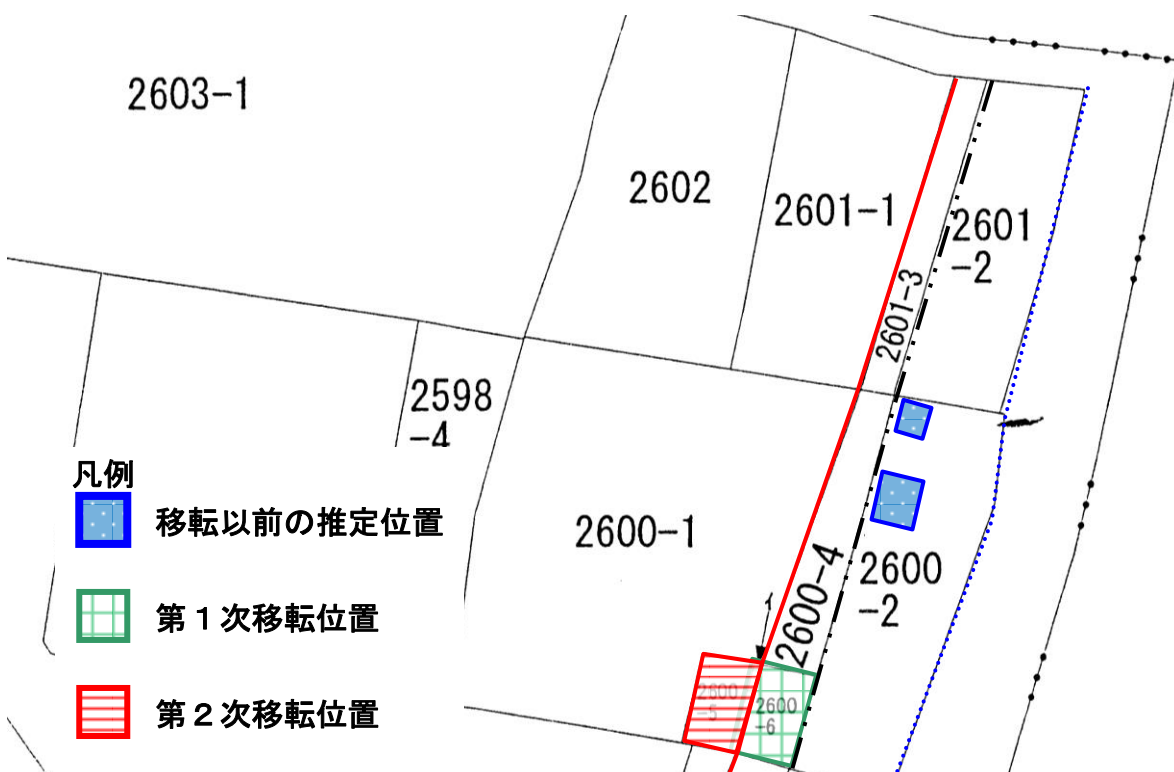
## 古賀市域の唐津街道略図



## 巨ノ原井戸位置図 (1/25,000)



旦ノ原井戸移転変遷略図 1 (約 1/1,000)



旦ノ原井戸移転変遷略図 2



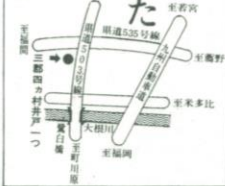
## ふるさと探訪Ⅱ

わたしたちのふるさとは、まだまだたくさんの伝説や史跡がうずもれたまま残っています。  
その一つ一つを探りながら、みなさんに紹介していくページです。

最終回  
日の原の古井戸(その二)

### 旅人たちからも喜ばれた 一郡四か村井戸一つ

文 吉川 鷹助  
町文化財調査委員



さて、この井戸の完成を心から喜んだのはいうまでもなく、これまで井戸のない生活に困っていた粕屋郡の席内(筵内)村と

文久二年(一八六二年)――井戸開発にかかる費用はすべて藩が受け持つというオマケまでついて、とうとう日の原の井戸開発が決定されました(前月号参照)。

そして、翌年の秋には伊東忠平の屋敷内に、周り(直径八十センチメートル)を石がきで囲んだりっぱな井戸が完成したのでした。

中ほどから袋状に広がる井戸は深さ二十一メートル(水深は約三・三メートル)もある大きなもので、完成までに要した人夫は延べ千人を超えたであろうといわれます。つまり、当時としてはそれほどの大事業だったわけです。



井戸の横に石碑とともに残る「忠平屋敷」。

井戸は、県道五〇三号線(旧唐津街道、町川原・赤間線)と県道五三五号線(薦野・福岡線)とがちょうど交差する地点から、わずか二十メートルほど筵内寄りの道路沿いにあり、完成から百年以上たった今でもりっぱに清水が湧き出ています。そして、粕屋郡と宗像郡の五世帯にそれぞれ電動ポンプで水を供給しています。また、伊東忠平の屋敷もそのまま残っていますが、一昨年の台風で大被害を受けて、今では住む人もいませぬ。

おわび：二月号、三月号では伊東忠平となつていましたが、これは伊東忠平一誤りでした。

## ふるさと探訪Ⅱ

わたしたちのふるさとは、まだまだたくさんの伝説や史跡がうずもれたまま残っています。  
その一つ一つを探りながら、みなさんに紹介していくページです。

熊野神社の大絵馬(その一)

### 今にも飛び出してきそうな みごとな黒馬

文 吉村 良七  
町文化財調査委員



いちいの大木などが生い茂り、昼間でも薄暗く、一種異様なふんい気が醸し出しています。また、拝殿には

大根川に架かる溪雲寺橋(筵内)から北側を望むと、目の前には新緑に彩られた雄大な鷲白山が広がって視界をさえぎります。その鷲白山の北の峰には延々と続く二百二十三段もの石段が設けられていますが、その階段を上段まで登り詰めていくと、そこには熊野神社の殿舎が静かなたたずまいを見せています。

この熊野神社は文安五年(西暦一四四八年)に將軍、足利義政が現在地に建立し、天文年中(いつかは不明)にその子孫の足利義晴の手によって再建されました。



静かなたたずまいを見せる熊野神社

殿舎の周りには椎の木やたぶの木、その一つは、筆者の四代前に当たる金左衛門親宜こと、吉村源六翁が寄進した二点の猷額(母子の彫刻・狸々飲酒の絵馬)ですが、その横に掲げられているもう一つの大絵馬に、一瞬、ハッとさせられます。

\*馬車(の)の形、京都を中心に、徳田に駅馬、伝馬制度が設けられましたが、このとき、幸府(京)駅間にあった馬車(の)の一つが当時の席打に設けられました。駅舎には十五頭もの馬が常駐していました。

以下は次号へ。



昭和 50 年代の航空写真(実線で囲む範囲が井戸、鎖線で囲む範囲が推定伊藤忠平宅地)



第 1 回移転工事前井戸状況（内殿村側から）





第1回移転工事前井戸状況（薦野村側から）



第1回移転工事井戸復元工事状況



第1回移転工事敷地内整地工事状況



第1回移転工事顕彰碑組立状況1



第1回移転工事顕彰碑組立状況2



第 1 回移転工事竣工状況 1



第 1 回移転工事竣工状況 2



第2回移転工事前井戸状況



第2回移転工事顕彰碑解体作業1



第2回移転工事顕彰碑解体作業2



第2回移転工事井戸解体作業



第2回移転工事井戸基礎工事



第2回移転工事井戸組立工事1



第2回移転工事井戸復元工事2



第2回移転工事敷地整地工事



第2回移転工事覆屋組立工事



第2回移転工事竣工状況



顕彰碑正面



顕彰碑左側面



顕彰碑右側面



顕彰碑裏面

11. 織田文書 (内殿)

番号	枝孫	表	題	差出人	宛人名
83	[証]			第五学区福岡県管内第三十三中学区藤野小学	織田すわの
52	請取証			壇之原伊東徳助	年田伊藤甚七
66	名寄			愛子	
137	狐別れの段			畑地売主伊東徳五郎	小田愛三郎
51	拙者所有之畑地貴殿方より永代相伝ニ譲リ渡シ代金受取申証書之事			借主伊東門次郎	伊東作次郎、国崎伊作
53	地所抵当金借用証文之事			第五学区三十三中学区藤野小学	織田すわの
84	証			第五学区三十三中学区藤野小学	織田すわの
131	傾城恋飛脚			壇/原小田愛子所持	
85	証			第五学区三十三中学区藤野小学	織田すわの
133	志津ヶ嶽七本館三連目鏡の段			愛子	
67	名寄控				
108	宅相任構要録			齋藤重次	
54	拙者所有之田地貴殿方へ永代相伝ニ売渡代金請取申証書之事〔精稅領収書綴〕			売主伊東直吉、請人伊東作右衛門	蔣野村吉住茂平
50				内殿村外四ヶ村戸長役場	小田政雄
32	村々屬止ノ姓名年月控帳			小田盛元一	
61	[記]				
77	[慶与]			前東向仙受老箱	
45	[辞令]			内殿村外4ヶ村戸長	小田盛
46	[辞令]			内野麓 内殿村4ヶ村戸長役場	小田盛
134	酒呑童子昔語頼光館の段			愛子	
29	大森神社御宮座記録			上西郷村織田盛元一用持	
55	[借用書]			上西郷村内殿、坂丸佐三次	席内村大字藪内、伊東作右衛門
95	鑿井紀功碑(乙)			旦原有志中	
93	井上開鑿紀念碑建設主意書			旦/原有志者一同	
92	鑿井紀功碑			布衣大森達謙	
94	鑿井紀功碑(甲)			布衣大森達謙	
122	癡狂風速散法				
68	堀之原字図写			上西郷村役場土木主任	

年月日	形態	内容	リール	コマ	掲載
明治9年12月	一紙	下等小学7級卒業	43	258	
明治10年旧3月16日	一紙	椎木代受取			
明治10年	野紙綴	畑方、小田盛、伊東徳五郎分他			
明治10年丑日8月	書冊	芦屋道満大内鑑			
明治10年丑3月	野紙綴	奥書長伊東弥三			
明治10年5月10日	一紙	(案文)			
明治10年11月	一紙	下等小学第6級卒業	43	259	
明治10年冬写	書冊				
明治11年5月	一紙	下等小学第5級卒業	43	260	
明治12年卯日2月	書冊				
明治14年己10月改写	野紙綴	小田政雄壇之原、小田愛三郎壇之原(宅地、畑、林)			
明治16年2月23日	書冊		43	312	
明治16年未3月	一紙				
明治17年	野紙綴				
明治18年乙酉2月3日改	長帳	2枚目に表紙「大福萬於保惠帳」あり	43	156	
明治18年4月30日	綴	貸付金計算書他			
明治19年	一紙(印刷)、包紙入				
明治19年4月	一紙	上西郷村副用掛申付	43	252	
明治20年4月1日	一紙	副業伍長申付、年俸1円50銭支給	43	254	
明治24年8月写	書冊				
明治25年壬申11月写之	書綴	M.20年一同打書宮座改革を記す、享保9年宮座帳写しあり	43	115	四巻
明治29年2月7日	一紙	地所登記料			
明治34年	一紙		43	279	
明治34年春3月	書綴	石松大庄屋宗像郡費を以て井上開鑿する、伊東忠平氏の敷地とし文久2年の秋起工	43	274	
明治34年6月	一紙	宗像糟屋2郡の境壇原郷無井水の為、文久3年9月大庄屋石松林平氏鑿井の事	43	273	
明治34年10月	一紙				
昭和9年成辰春	書冊				
昭和25年8月5日	一紙		43	277	



井土岡鑿紀念碑建設之旨書

抑且、序、地、方、地、籍、第、二、部、境、界、界、う、た、る、丘、陵、  
 上、位、之、旧、皇、帝、及、諸、侯、之、時、力、別、各、藩、江、江、参、觀、  
 往、復、常、此、地、之、貫、通、也、街、道、也、上、下、元、  
 路、彈、丸、之、聲、也、旅、客、之、通、行、貨、物、之、運、輸、  
 夫、地、之、勢、下、在、比、東、西、向、上、下、之、地、差、亦、  
 上、下、存、在、如、之、云、云、中、之、處、村、井、土、岡、鑿、  
 之、之、日、昔、帝、僅、一、坂、路、之、井、土、岡、間、  
 井、水、之、使、用、之、方、り、之、以、之、村、民、之、困、難、亦、甚、  
 不、便、矣、之、に、於、て、強、く、之、井、土、岡、鑿、之、全、  
 國、之、一、事、也、之、が、之、何、れ、之、民、之、財、力、  
 之、此、之、大、難、工、事、之、費、金、之、之、中、

歡

暇にウ呑山に、年下り時、宇像部徳重村  
 大庄屋石松林平氏出陣、途次必ス伊東  
 中平氏ノ尾に休息モルニ行陣白事情ウ  
 所ウ井土開鑿ノ事ヲ數回手措アズホ  
 後日夜眠食ヲ廢ラテ西ニ奔走シテ  
 哀願ニ再之終、石松大庄屋梅野ノ所  
 十、宇像部員ツメテ井土ノ開鑿スニテ  
 地ヲ伊東忠平氏ノ畧地トシ又久二年、  
 同秋起工ニ宇像部各村ヲ通番シテ出夫  
 同城二十餘、事滿水滾ミトメ湧出ス出夫  
 我千日子教白ク負メ又猶屋部近村ヲ  
 出夫ノ手我措アズテ石ノ麓野川ヲ運ニ  
 至三年、秋竣工ニ成リ、**○** 萬喜旅名ノ便

利平氏終ニ盡シ難シ時、石松大庄屋伊東忠平  
 氏ノ格ノ当地ノ民衆ツル武曜町部屋、  
 所出シ井土開鑿ノ竣工ヲ出シケル度、  
 野職ノ満足ニ及ル自今飲井水ノ民衆  
 名ノ開鑿モシテトバ名氏平等、使用シ  
 修繕井竣工者、貫金ニ当地ノ負担トシ伊  
 東忠平氏功員アリ上民也貫金ノ年有  
 出立制トス之ヲ要ス、飲井水ノ便ヲ得  
 石松大庄屋ノ恩物ト外ナシト云民伊東  
 忠平氏奔走、起因無クハ何ク今日、如  
 野アラスヤ我ノ恩後リ物ナシテ多  
 者林ノ重ニ井土開鑿ノ傳蹟ニシテ或  
 湮滅ノ般ニ事ヲ廢ル当地ノ有志者相



議 建 碑 之 功 偉 耶 不 朽 之 垂 之 功 耶

卯 年 春 之 日 日

且 字 有 志 者 同

井土開鑿紀念碑建設主意書 (①文書) 読み下し

抑且ノ原ノ地タル糟宗二郡ノ境界ヲナセル丘陵<sup>キニウリヨウ</sup>

上二位シ旧幕藩治ノ時ハ九州各藩江戸参観ノ<sup>ギン</sup>

往復常ニ此ノ地ヲ貫通セル街道ヨリ上下セラレ<sup>オウフク カンツウ カイドウ</sup>

ル要衝ニ当ルヲ以テ旅客ノ通行貨物ノ運輸<sup>ヨウシヨウ ウンユ</sup>

絡繹相踵ギ此ノ地ニ休息スルノ士駄馬ニ水飼フ<sup>ラクエキアイツギ タバ</sup>

ノ夫絶ヘズ然リト雖モ東西何レヨリスルモ地素ト

丘上ニ在リ如之ナラズ一<sup>シカノミ</sup>小ノ寒村井土開鑿ノ資財<sup>カイサク シザイ</sup>

ニ乏シク日常僅ニ坂路ヲ昇降シテ丘澗ノ<sup>トホシ シヨウヨウ カン</sup>

井水ヲ使用シタリシヲ以テ居民ノ<sup>キヨ</sup>困難旅客ノ<sup>コンナノ</sup>

不便美ニ言語ニ絶ス故ニ井土開鑿ヲ企

図スルモノナキニアラザルモ如何セシ<sup>サイリヨク</sup>居民財力ノ

到底此ノ一大難工事ノ費途ヲ支ヘンヤ<sup>タウライ ヒト</sup>

恨<sup>ウラ</sup>ミヲ吞<sup>ニ</sup>ム茲二年アリ時ニ宗像郡徳重村

大庄屋石松林平氏出福<sup>トシ</sup>ノ途次必ス伊東

忠平氏ノ宅ニ休息セラル伊東氏事情ヲ

訴<sup>ウツタ</sup>ヘテ井土開鑿ノ事ヲ歎願<sup>タンガン</sup>シテ措カズ爾<sup>ヲカ</sup>

後日夜眠食<sup>メイシヨウ</sup>ヲ廢テ東西ニ奔走シテ

哀願<sup>アイ</sup>セル再三終ニ石松大庄屋ノ採用<sup>サイヨウ</sup>セル所ト

ナリ宗像郡費ヲ以テ井土ヲ開鑿セルニ至リ

地ヲ伊東忠平氏ノ敷地ニトシ文久二年ノ

秋起工シ宗像各村ヨリ<sup>ライバン</sup>遮番ヲ以テ出夫シ

開掘二十餘尋清水滾々トシテ湧出ス出夫<sup>カイクツ</sup>

幾千日子数百ヲ算ス又糟屋郡近村ヨリ<sup>シン</sup>

出夫ノ義捐<sup>ギエン</sup>アルヲ栗石ヲ薦野川ヨリ運ヒ

翌三年ノ秋<sup>シエンコウ</sup>竣工ス居民ノ歎喜<sup>キリヨキヤク</sup>旅客ノ便

利筆紙ニ尽シ難シ時ニ石松大庄屋伊東忠平

氏ヲ始メ当地ノ民衆ヲ不残畦町郡屋ニ

呼出シ井土開鑿ノ竣工ヲ告ゲシハ実ニ

野職ノ満足セル処自今該井水ハ公衆ノ

為メ開掘セシモノナレバ居民平等ニ使用シ

修繕井浚等ノ費金ハ当地ノ負担トシ伊

東忠平氏功勞アリト雖モ出費スベキ旨

告諭セラル之ヲ要スルニ該井水ノ便ヲ得シ

ハ石松大庄屋ノ恩物ニ外ナラズト雖モ伊東

忠平氏大奔走ノ起因無クンバ何ゾ今日ノ効

果アラシヤ然ニ星移リ物変リ幾多

春秋ヲ重ネ井土開鑿ノ偉蹟ヲシテ或

ハ湮滅ニ販セン事ヲ慮リ当地ノ有志者相

議<sup>ケンヒ</sup>り建<sup>イコウ</sup>碑<sup>フキヨウ</sup>シテ偉功ヲ不朽ニ垂レシコトヲ

期<sup>キ</sup>ス

明治三十四年春三月日

旦ノ原有志者一同

織田文書  
92

織田文書 番号 92 ②文書

整井紀碑

宗後稻屋郡之境<sup>一</sup>安藤治衛<sup>一</sup>道有<sup>一</sup>御<sup>一</sup>綱  
 且京鄉無井水之便<sup>一</sup>居民苦<sup>一</sup>之<sup>一</sup>旅<sup>一</sup>亦<sup>一</sup>憫<sup>一</sup>  
 為平氏次果忠奉君深憂之<sup>一</sup>謀<sup>一</sup>本<sup>一</sup>庄<sup>一</sup>屋<sup>一</sup>石<sup>一</sup>杏<sup>一</sup>  
 故平氏以整井之事<sup>一</sup>畫<sup>一</sup>策<sup>一</sup>周<sup>一</sup>到<sup>一</sup>辭<sup>一</sup>氣<sup>一</sup>急<sup>一</sup>款<sup>一</sup>  
 於氏諒其志<sup>一</sup>下<sup>一</sup>地<sup>一</sup>於<sup>一</sup>伊<sup>一</sup>東<sup>一</sup>氏<sup>一</sup>之<sup>一</sup>宅<sup>一</sup>群<sup>一</sup>會<sup>一</sup>郡<sup>一</sup>下<sup>一</sup>各<sup>一</sup>  
 村<sup>一</sup>道<sup>一</sup>香<sup>一</sup>出<sup>一</sup>後<sup>一</sup>除<sup>一</sup>接<sup>一</sup>稻<sup>一</sup>屋<sup>一</sup>郡<sup>一</sup>之<sup>一</sup>諸<sup>一</sup>邑<sup>一</sup>聞<sup>一</sup>之<sup>一</sup>亦<sup>一</sup>來<sup>一</sup>助<sup>一</sup>  
 其<sup>一</sup>之<sup>一</sup>凡<sup>一</sup>役<sup>一</sup>以<sup>一</sup>數<sup>一</sup>十<sup>一</sup>間<sup>一</sup>一<sup>一</sup>歲<sup>一</sup>始<sup>一</sup>得<sup>一</sup>告<sup>一</sup>竣<sup>一</sup>乃<sup>一</sup>石<sup>一</sup>杏<sup>一</sup>  
 氏<sup>一</sup>會<sup>一</sup>鄉<sup>一</sup>民<sup>一</sup>告<sup>一</sup>之<sup>一</sup>曰<sup>一</sup>一<sup>一</sup>御<sup>一</sup>永<sup>一</sup>共<sup>一</sup>用<sup>一</sup>井<sup>一</sup>水<sup>一</sup>益<sup>一</sup>之<sup>一</sup>汲<sup>一</sup>之<sup>一</sup>  
 勿<sup>一</sup>取<sup>一</sup>或<sup>一</sup>紛<sup>一</sup>爭<sup>一</sup>於<sup>一</sup>前<sup>一</sup>也<sup>一</sup>清<sup>一</sup>又<sup>一</sup>三<sup>一</sup>年<sup>一</sup>九<sup>一</sup>月<sup>一</sup>也<sup>一</sup>至<sup>一</sup>今<sup>一</sup>  
 御<sup>一</sup>民<sup>一</sup>備<sup>一</sup>石<sup>一</sup>杏<sup>一</sup>伊<sup>一</sup>東<sup>一</sup>二<sup>一</sup>氏<sup>一</sup>之<sup>一</sup>義<sup>一</sup>舉<sup>一</sup>項<sup>一</sup>日<sup>一</sup>有<sup>一</sup>志<sup>一</sup>者<sup>一</sup>捐<sup>一</sup>  
 謀<sup>一</sup>欲<sup>一</sup>建<sup>一</sup>碑<sup>一</sup>紀<sup>一</sup>其<sup>一</sup>功<sup>一</sup>又<sup>一</sup>令<sup>一</sup>國<sup>一</sup>紀<sup>一</sup>刊<sup>一</sup>歷<sup>一</sup>之<sup>一</sup>撰<sup>一</sup>撰<sup>一</sup>  
 且<sup>一</sup>原<sup>一</sup>之<sup>一</sup>銘<sup>一</sup>曰<sup>一</sup>

至誠貫盈<sup>一</sup>若<sup>一</sup>濫<sup>一</sup>泉<sup>一</sup>不<sup>一</sup>日<sup>一</sup>成<sup>一</sup>感<sup>一</sup>涕<sup>一</sup>珠<sup>一</sup>盈<sup>一</sup>迹<sup>一</sup>  
 序澄水鏡<sup>一</sup>清<sup>一</sup>閭<sup>一</sup>稱<sup>一</sup>偉<sup>一</sup>績<sup>一</sup>康<sup>一</sup>衢<sup>一</sup>湧<sup>一</sup>歡<sup>一</sup>聲<sup>一</sup>  
 嗚呼<sup>一</sup>二<sup>一</sup>氏<sup>一</sup>德<sup>一</sup>永<sup>一</sup>與<sup>一</sup>日<sup>一</sup>月<sup>一</sup>明<sup>一</sup>留<sup>一</sup>此<sup>一</sup>一<sup>一</sup>片<sup>一</sup>石<sup>一</sup>  
 萬<sup>一</sup>古<sup>一</sup>傳<sup>一</sup>名<sup>一</sup>布<sup>一</sup>衣<sup>一</sup>天<sup>一</sup>壽<sup>一</sup>謹<sup>一</sup>撰<sup>一</sup>

明正三十四年六月

鑿井紀功碑 (②文書)

サカイマタカリ キユウリヨウ ソヒ カイトウ アリ ヒツキヨウ

宗像粕屋二郡之境 跨ニ丘陵一沿ニ街道一有ニ一郷一稱ニ

ナシ セイスイノベン キヨミシクルシム コレヲリヨキヤクマタナヤム

且原郷一無ニ井水之便一居民 苦レ之旅客亦悩

フカクウレヒ コレヲハカルニ

焉平氏以東忠平君深 憂レ之 謀ニ大庄屋石忝

モツテス サクセイ カクサクシユウトウジキゲンカン

林平氏一以ニ鑿井之事一畫策周到辭氣愿款

リヨウシ ソノココロザシ ボクシ チラ タクハン レイシ

石忝氏 諒ニ其志一トニ地於伊東氏之宅畔一令ニ郡下各

ライバンシユツエキリンセツ ショユウキ コレヲマタキタリタスケ

村一遶番出役隣接粕屋郡之諸邑聞レ之亦来助

ソノウオヨソエキス ヒトラ ケニスル ヒ ハジメテエ ツグル シユンコウ スナワチ

其ニ凡 役レ人数千 閱レ日一歳 始得レ告ニ竣功一乃石忝

カイシ キョウミン ツゲテ コレヲ キョウ ヨウセイスイ ヲサメ コレヲサラヘ コレヲ

氏會ニ郷民一告レ之曰一郷永共ニ用井水一修レ之浚レ之

ナカレ アエテアルイワフソウモツテハイスル センコウヲ イタツテ イマ

勿ニ敢 或紛争以 廢ニ前功一時文久二年九月也 至レ今

イトシ ギキョラ キョウジン

郷民偉ニ石忝伊東二氏之義舉一頃 日有志者相

ハカリホツス タテ ヒキセン フンラゾクス ブンラヨニ ヨリテキシ シレキノコウガイヲ

謀 欲ニ建レ碑紀一レ 恩 嘱ニ文余一因紀ニ事歴之梗概一

カツカカル コレニモツテ メイメイイワク

且係レ之 以レ銘々曰

シセイツラヌク ガンセキ  
至誠貫ニ巖石ニ

ランセンフジツニナル  
濫泉不日成

ヒツフツシユギヨクホトバシル  
腎沸珠玉迸

テイトウヒウキヨウキヨシ  
澄澄氷鏡清

リョエンシヨウス イセキ  
閻閻称ニ偉績ニ

コウクワクカンセイ  
康衢湧歎声

アアニシトク  
嗚呼ニ氏徳

ナガクト ジツゲツト アキラカナリ  
永興ニ日月ニ明

トメ コノイツペンセキ  
留ニ此一片石ニ

ハンコツトウ レイメイヲ  
萬古傳ニ令名ニ

布衣 大森達謹撰

明治三十四年六月



織田文書 漢文 鑿井紀功碑 (②文書) 読み下し

宗像粕屋二郡の境、丘陵に跨り街道に沿い一郷有。

且ノ原郷と稱す。井水の便無し。居民之を苦しむ。旅客亦悩む。

焉ぞ平氏以東忠平君之を深く憂い、大庄屋石叅林平氏に謀るに鑿井の

ことを以てす、畫策周到辞氣愿款。

石叅氏其の志を諒とし、地を伊東氏の宅畔に卜し、郡下各村に令し遞番

出役せしむ。

隣接粕屋郡の諸邑之を聞き、亦来たりて其の工を助け、凡そ人を役すこと

数千、日を閲すこと一歳、始て竣工を告ぐるを得る。

乃ち石叅氏郷民に會し之を告げて曰く、一郷永く井水を共用し、之を修め

之を浚へ、敢えて或いは紛争を以て前功を廢する勿れ。時文久三年九月也。

今に至つて、郷民石叅伊東二氏の義拳を偉とし、項目有志者相謀り、

碑を建て恩を紀せんと欲す。

文を余に囑す。因りて事歴の梗概を紀し、且つ之に係る銘々を以て曰く

至誠巖石を貫く

濫泉不日成る

賢沸珠玉迸る

ていとう  
淳澄水鏡清し

りよえん  
閭閻偉績を称す

康衢湧く歎声

嗚呼二氏の徳

永く日月と明らかなり

此の一片石に留め

萬古今名を傳う

布衣 大森達謹撰

明治三十四年 六月



鑿井紀略

我且余の郷を平定宗像糟屋二郡境に於て  
 東西通行の要路に於ても土地丘陵の上は位高と  
 なる古来井水の便なく遠旅者の之を甚むの計  
 ならず居氏亦之を恨み存て一井所何東也三年  
 之に當り大座屋石玉林平侍に請ふ鑿井の  
 事心之に盡策用刻辭衆路に便致歎  
 石玉林其志を諒と一地を何東自の定所とし  
 附近各村に遊馬場を造りて之を柳原郡の  
 該邑亦来り其之に於て人と欲して終年日之  
 間之に於て半歳巨井を成り清水地底  
 より湧き出ず水に闊闊に流り時之久之  
 年亦自也此等歳序の久其年歴の漸  
 く涸減世人之に地底埋盡有志者議一碑を  
 建之に石玉林何東二自の事標を不行し傳  
 之に記之に可

明和三年甲申 月 日 且原右志中  
 可好意記

鑿井紀功碑（乙）（③文書）読み下し

我且原の郷たるや宗像糟屋二郡の境に跨り

東西通行の要路に当るも土地丘陵の上に位するを

以て古来井水の便乏く甞旅客の之を苦むのみ

ならず居民亦之を悩みたりき我郷伊東忠平君

深く之を憂ひ大庄屋石叅林平氏に謀るに鑿井の

事を以てし畫策周到辞氣頗る愿款なり

石叅氏其志を諒とし地を伊東氏の宅畔に卜し

附近各村をして逡番夫を出さしむるや糟屋郡の

諸邑亦来て其工を助け人を役する幾千日を

閲する殆と半歳巨井茲に成て清水地底

に湧き歎声永く閭閻に満つ時文久三

年六月也然るに歳月の久き其事歴の漸

く湮滅せんことを恐連頃者有志相議り碑を

建て以て石叅伊東二氏の義挙を不朽に傳

ふと云ふこと爾り

明治三十四年 月 日 旦原有志中

(或ハ姓名列記)



鑿井紀功碑 (④文書の1)

宗像糟屋二郡の境丘陵に跨り街道に沿ひ一郷あり

且原と称す郷井水の便乏く甞旅客の之を苦む

のみならず居民亦之を悩みたりき同郷伊東忠平

君深く之を憂ひ大庄屋石叅林平氏に謀るに

鑿井の事を以てし畫策周到辞氣頗る

愿款なり石叅氏其志を諒とし地を伊東氏の宅畔に

トし附近各村をして逋番夫を出さしむるや糟屋郡の

諸邑亦来て其工を助け人を役する幾千日を閲

する殆と半歳巨井茲に成て清泉地底に湧き

飲聲永く閭閻に満つ時文久三年六月也頃日

有志者相議り碑を建て以て石叅伊東二氏の

義拳を不朽に傳へんとし余に囑するに

陰誌を以てせらる不肖義辭するを得ず

謹て事歴の梗概を紀すると云爾

明治三十四年十月

布衣 大森達謹識



鑿井紀碑

(甲)

宗像糟屋二部の境丘陵に跨り街並を沿ひ  
 一御あり且原と稱す御井水の便之く商旅  
 客の之を共むのむなる事居民亦之を悦び  
 同郷伊東忠平若深く之を憂ひ大庄屋石  
 本林平氏に謀り鑿井の事とす。蓋  
 策周到辭氣強之愈款々石本氏其志を  
 諒り世を伊東氏の完辭とす附近各村より  
 途番支と出さしむるや糟屋部の諸邑亦来り  
 其之を助け人を役す野千日と陰中と名と  
 年歲巨井益に成り清泉地産湧き歡

鑿井紀功碑（甲）（④文書の2）読み下し

宗像糟屋二郡の丘陵に跨り街道に沿ひ

一郷あり且原と称す郷井水の便乏く菅旅

客の之を苦むのみならず居民亦之を悩みたり

き同郷伊東忠平君深く之を憂ひ大庄屋石

恣林平氏に謀るに鑿井の事を以てし畫

策周到辞氣頗る愿款なり石恣氏其志を

諒とし地を伊東氏の宅畔にトし附近各村をして

逋番夫を出さしむるや糟屋郡の諸邑亦来て

其工を助け人を役する幾千日を閲する殆ど

半歳巨井茲に成て清泉地底に湧き歎

宗像糟屋二郡の境丘陵に跨り街道に沿ひ一郷あり且

原と稱す郷井水の便乏く**畜**旅客の之を苦むのみならず居

民亦之を悩みたりき同郷伊東忠平君深く之を憂い大庄屋

石松林平氏に謀るに**鑿井**の事を以てし畫策周到辞氣頗る

愿款なり石松氏其志を諒とし地を伊東氏の宅畔に卜し附近各村

をして**逋**番夫を出さしむるや糟屋郡の諸邑亦来て**其工**を助け

人を役する幾千日を**閱**する殆と**半歳**巨井茲に成て清泉地底に湧き歡聲

永く**閭閻**に満つ時文久三年六月也頃日有志者**相議**り碑を建て以て石松伊東二氏

の義挙を不朽に伝へんとし余に囑するに**陰誌**を以てせらる不肖**義**辞するを得ず謹て事

歴の梗概を紀すと云爾

明治三十四年十月

布衣 大森達謹識

#### 凡例

**太ゴチ**：判読ができず、織田文書で補ったもの

## 頭彰碑台座人名一覽

實子	有志者	親族
伊東作右衛門	織田小太郎	白石儀七
全新兵衛	薄利吉	吉武卯七
	八尋徳三郎	島田善市
發起者	谷川惣太郎	横大路久七
織田庄兵衛	岩崎源六	藤嶋亀太郎
	伊東直吉	上妻藤吉
世話人	城戸光太郎	横大路正次郎
織田政雄	織田政雄	水上健造
谷川惣太郎	松本源三郎	
	坂丸友太郎	
石工	磯野帛平	
花田藤右衛門	折目嘉三郎	
	松本善次郎	
	磯野茂六	
	城埜鶴吉	
	折目安次郎	
	岩崎豊季	
		城野久米吉

顕彰碑台座に見られる人名関係調査一覧表

	顕彰碑		愛宕神社石造物				宮座
			征露記念	本社修繕		御大典記念	
	明治34年	明治39年	明治42年		昭和3年	明治33年～	
伊東作右衛門	○	実子					○
伊東新兵衛	○	実子	○	○	当町		○
伊東直吉	○	有志者	○	○	当町		○
磯野茂六	○	有志者	○				
磯野帛平	○	有志者	○	○	当町		
岩崎源六	○	有志者	○	○	当町		○
岩崎豊季	○	有志者	○	○	当町		○
織田庄兵衛	○	発起者					
織田小太郎	○	有志者	○				○
織田政雄	○	世話人	○	○	当町		○
折目嘉三郎	○	有志者	○	○	当町		○
折目安次郎	○	有志者					○
城戸光太郎	○	有志者					
城野久米吉	○	有志者	○	○	当町		○
城埜鶴吉	○	有志者	○				
坂丸友太郎	○	有志者				○	
薄利吉	○	有志者	○	○	当町		○
谷川惣太郎	○	世話人	○	○	当町		○
松本源三郎	○	有志者	○				○
松本善次郎	○	有志者	○	○	当町		○
八尋徳三郎	○	有志者	○	○	当町		○
横大路久七	○	親族		○	その他		
白石儀七	○	親族					
吉武卯七	○	親族					
島田善市	○	親族					
藤嶋亀太郎	○	親族					
上妻藤吉	○	親族					
横大路正二郎	○	親族					
水上健造	○	親族					

※その他は「上西郷部落・薦野下村 石原 中・畦町部落」

伊東新兵衛は筵内熊野神社神殿改築碑（明治25年）にも名がある